

東京都社会的養護施策推進計画(概要)

第1章 計画の策定にあたって

[計画策定の趣旨]

社会的養護をめぐる状況の変化や国の動向等を踏まえ、子供の一時保護から、養育家庭や施設等による養育、心身の回復、家庭復帰や社会的自立に至る一連のプロセスを視野に入れて、社会的養護施策の充実・強化を図るため、「東京都社会的養護施策推進計画」(以下「本計画」という。)を策定する。

[計画の位置づけ]

本計画は、平成24年11月の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」に基づき、各施設が定めた「家庭的養護推進計画」も踏まえながら、都における社会的養護に係る施策の推進を図ることを目的として策定する。

[計画期間]

平成27年度から平成41年度までの15年間(3期に区分)、5年ごとの期末に見直しを行う。

[基本的な考え方]

社会的養護を必要とする子供が健やかに育ち、社会で自立していけるよう、本計画を策定し、子供の最善の利益を第一に考え、施策を推進していく。

[理念・施策の方向性・目指すべき姿]

理念

社会的養護が必要な子供たちが、生まれ育った環境によらず、健やかに育ち、自立できるよう、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを行う。

施策の方向性

(家庭的養護の推進)

子供が、家庭的な雰囲気の中で地域と交流をもちながら生活できるよう、養育家庭やファミリーホーム、グループホームなど、家庭的養護を一層推進していく。本体施設についても、養育単位の小規模化を進めていく。

(専門的ケアの充実)

虐待等による問題を抱える子供への支援を充実するため、専門的な知識や技術を有する者を施設に配置し、きめ細やかなケアや養育を行う。

(自立支援の充実)

社会的養護の下で育つ子供が、自らの意志で希望する未来を切り拓いていけるように、入所中から退所後まで、自立に向けて一貫して支援していく。

(家族再統合)

児童相談所と施設等が連携し、早期の家庭復帰に向け、家庭環境の調整等を行うとともに、家庭復帰後に安心して地域生活が送れるよう、継続的に支援していく。また、家庭復帰に至らない場合でも、親子関係についての子供自身の心の整理に向けた支援や、現実に即した親子交流を進めるなど親子関係の再調整への支援を行っていく。

(人材の確保・育成)

施設等において、子供たちの養育を担う職員の質の向上を図るため、育成計画の策定や経験・職責に応じた研修の実施などに取り組む施設等を支援していく。

養育家庭やファミリーホームについても、養育力の向上を図るため、関係機関等とも連携しながら研修等を充実していく。

目指すべき姿

平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合を概ね6割となるよう、養育家庭等、ファミリーホーム、グループホームを推進していく。

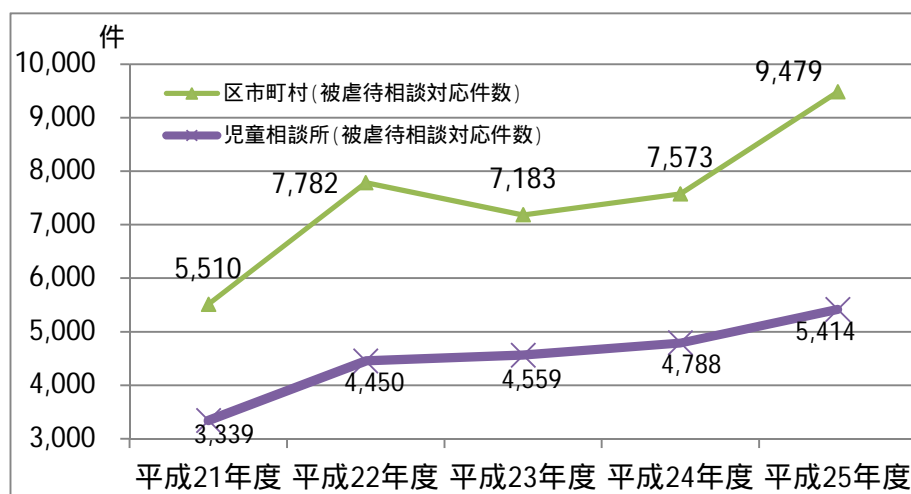
全ての施設において子供一人ひとりに、専門性の高いきめ細かなケアを行えるよう、施設の機能を強化していく。

第2章 東京都の状況(社会的養護を取り巻く状況)

○ 児童相談所及び区市町村の被虐待相談対応状況

・ 被虐待相談対応状況(児童相談所・区市町村)

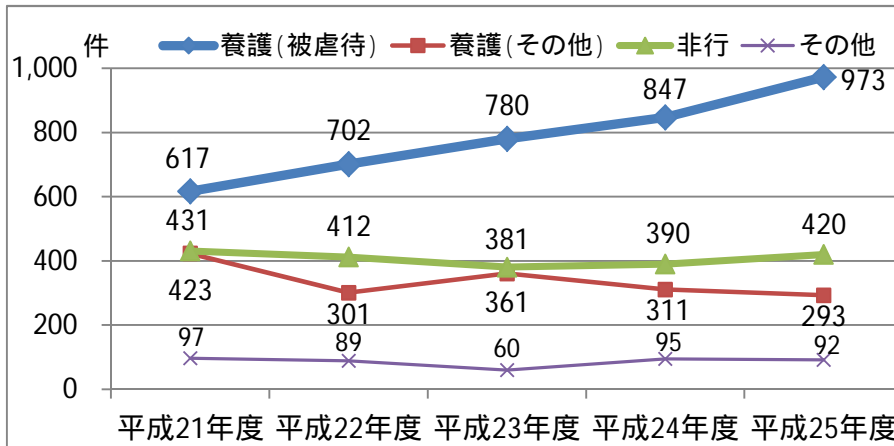
児童相談所の被虐待相談対応件数は一貫して増加している。区市町村の被虐待相談対応件数も増加傾向にある。



資料：福祉保健局

・ 一時保護所新規入所状況

養護（被虐待）は、被虐待相談対応件数の増に伴い、一貫して増加している。



資料：福祉保健局

○ 都における社会的養護の状況

都における社会的養護の施設等種別及び定員は、以下のとおり。

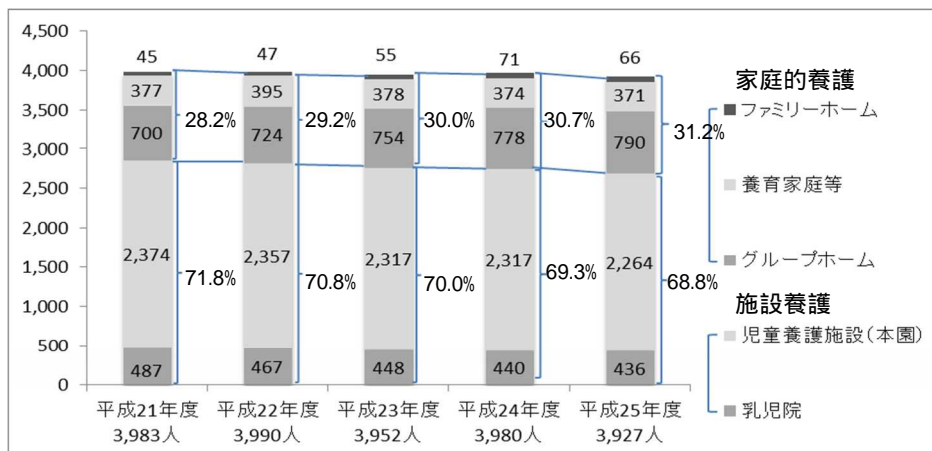
施設等種別	か所数	定員
養育家庭等（ 1 ）	-	6 5 3 家庭
ファミリーホーム（ 2 ）	1 4 ホーム	8 4 名
乳児院	1 0 施設	4 8 3 名
児童養護施設	6 3 施設	3 , 2 1 3 名
本体施設	6 3 施設	2 , 4 2 3 名
グループホーム	1 3 1 ホーム	7 9 0 名

平成 26 年 3 月 1 日現在。養育家庭等は平成 26 年 3 月 31 日現在 資料：福祉保健局

- 1 養育家庭等の家庭数は、養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親の登録家庭数の合計
- 2 ファミリーホームには、養育家庭移行型と法人型がある。

○ 社会的養護の下で育つ児童数の推移

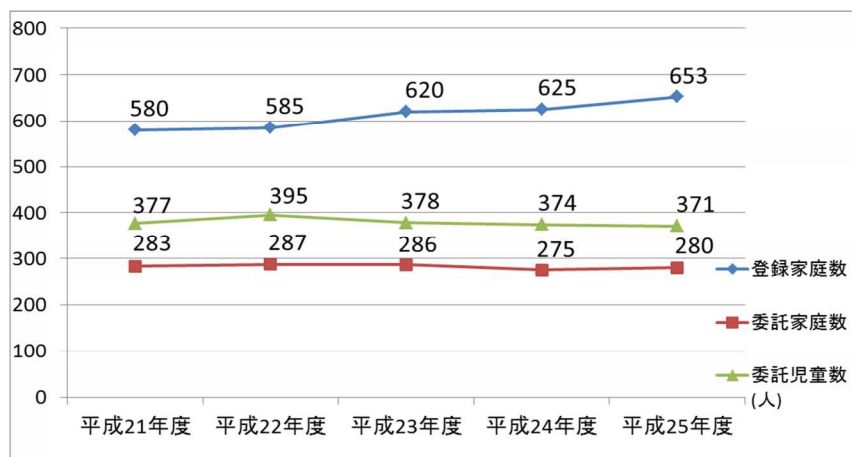
ここ数年、社会的養護の措置(委託)人員は3,900人台で推移。内訳をみると、グループホームの児童数は増加し、養育家庭等への委託児童の割合は横ばいとなっている。



児童養護施設、乳児院は各年度 3 月 1 日現在 資料：福祉保健局
 養育家庭等・ファミリーホームは各年度末現在
 養育家庭等の人員数は、養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親への委託人員の合計

○ 養育家庭等の状況

登録家庭数は増加傾向だが、伸びは緩やかになっている。委託家庭及び委託児童数は、ほぼ横ばいとなっている。



各年度末現在

資料：福祉保健局

養育家庭等は、養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親

○ ファミリーホームの状況

ファミリーホームは、平成25年度末現在、都内に14ホームあり、うち養育家庭移行型ファミリーホームが12ホーム、法人型ファミリーホームが2ホームとなっている。

[ファミリーホーム設置数の推移] (各年度末)

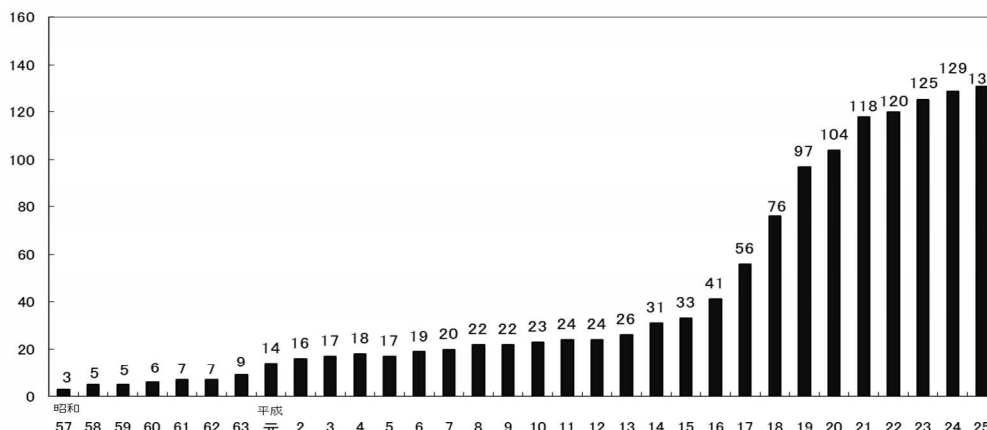
	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
養育家庭移行型ファミリーホーム	9	10	12	12	12
法人型ファミリーホーム	0	0	1	2	2
合計	9	10	13	14	14

資料：福祉保健局

○ グループホームの状況

制度開始以降、緩やかに増加していたが、家庭的養護を進める都の取組とともに、「児童養護施設等のケア形態の小規模化について」(平成17年3月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)が発出されたこともあり、平成17年度から大幅に増加した。

[グループホーム設置数の推移] (各年度末)



資料：福祉保健局

○ 今後の社会的養護の推計

社会的養護需要量を、過去5年の「児童人口」「養護相談件数」「新規措置件数」等を基に推計。

結果、養護需要数は、平成25年度実績の3,927人から平成41年度には3,747人（180人4.6%の減）となる。

確保すべき供給量は、需要量に対して約104%(入所率約96%)の定員規模で算定し、平成41年度で3,900人と推計。

[社会的養護需要量・供給量推計]

	平成25年度 (平成26年3月実績)	平成31年度	平成36年度	平成41年度
需要量	3,927人	4,074人	3,964人	3,747人
供給量	4,130人	4,240人	4,123人	3,900人

第3章 東京都における具体的な施策展開

1 一時保護

[現状と課題]

都は、これまで、一時保護所の定員を平成17年度の128名から平成26年度までに64名増員し192名にまで拡大してきたが、一時保護需要はなお増加している。

一時保護が必要な子供を適切に保護できるよう、需要を確保していくことが求められる。

[今後の取組]

平成27年度に一時保護所の定員を増員する。また、一時保護需要のさらなる増加にも対応できるよう、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整える。

2 家庭的養護

(1) 養育家庭等

養育家庭制度の普及と登録家庭数の拡大

[現状と課題]

養育家庭の登録家庭数は増加傾向にあるが、伸びは緩やかになっており、様々な取組を通じて都民の理解促進を図り、養育家庭の登録へとつなげていくことが必要である。

フレンドホームや児童福祉施設の従事経験者など、社会的養護に関する理解や経験が豊富な人々を、養育家庭登録につなげていくことも必要である。

[今後の取組]

SNSなど新たな手法も活用し、広く都民に制度を理解してもらう方策を検討する。併せて、区市町村の固有の広報媒体などを通して、普及啓発を図る。

社会全体での養育家庭への理解を高めるため、一層の普及啓発を図るよう、国に求め

ていく。

養育家庭体験発表会を全ての区市町村で実施できるよう働きかける。また、多くの方に参加いただけるよう、区市町村や民間団体と協力して体験発表と併せて子育て講座等も実施するなど内容の充実を図る。

子育て支援や児童虐待防止など、子供の養育や福祉に関心を有する方に向けた広報活動を検討する。

児童養護施設や乳児院の里親支援専門相談員と連携し、PTA等の会合や地域イベントなどを活用した、地域に密着した広報活動を進める。

フレンドホームや児童福祉施設の職員など、社会的養護下の子供と関わった経験を有する都民が、養育家庭として円滑に登録される方策を検討する。

養育家庭等への委託促進

[現状と課題]

施設に入所している子供を養育家庭等へ措置変更するためには、親権者の承諾が必要である。特に乳幼児の場合など、親権者が「子供に会えなくなる」という印象を持ってしまい、承諾を得ることが難しいケースもあるため、委託に向けて丁寧な対応が必要となる。

養育家庭等への委託は、児童相談所のほか乳児院・児童養護施設や里親支援機関などが関わりながら、子供の紹介、引き合わせ、交流を経た後に行われる。その間、子供に対して継続的に丁寧な支援を行うことが必要となる。委託をより一層促進するためには、中心的な役割を果たす児童福祉司の対応力向上に加え、児童相談所と施設や里親支援機関等の関係機関との緊密な連携が必要である。

交流開始から委託に至るまでの期間については、特にきめ細かな支援が必要なことから、通常、数か月から半年程度の期間を要する。その間の交通費等委託前にかかる経費は国の委託経費の対象外となっており、支援の充実が必要である。

「親族里親」など親族による養育は、ケースによっては、養育家庭への委託よりも実親の理解が得られやすく、委託中も実親との連絡等がとりやすいなどのメリットがある。

虐待等により心に深い傷を持つ子供や、様々な障害や発達上の課題をもつ子供が増えており、こうした子供たちに対応できるスキルを有する「専門養育家庭」の育成・確保が必要である。

養子縁組が必要と判断した場合には、養子縁組里親の中から適切な家庭を選定し、定期的な交流を経た後に、委託を実施している。

- 養子縁組に関しては、民間事業者が、社会福祉法に基づき養子縁組あっせん事業を行っている。現在、国において、事業者の相談支援体制を含め、養子縁組のあり方について調査研究がされている。

[今後の取組]

委託促進に向け、中心的な役割を果たす児童相談所の体制整備を図っていく。

児童相談所と乳児院・養育家庭等が連携し、社会的養護は家族再統合を支援するもの

であることを前提に、親権者の理解を深めながら、委託につなげることができる方策を検討していく。

児童相談所や施設の職員を対象とした研修を充実し、委託促進に向けたケースワーク力の向上を図る。

養育家庭への委託のさらなる促進に向けて、里親支援機関などそれぞれの団体の特性に着目しながら、民間団体のより一層の活用を検討する。

養育家庭の委託前からの活動を支援するため、養育家庭と施設入所児童の交流に要する経費などについても支援するよう、国に求めていく。

都は、子供の福祉の観点から親族による養育の必要性を判断し、親族里親等の活用を検討する。

虐待や障害等に対する養育家庭の専門性を高める取組を行い、専門養育家庭の確保に努める。

養子縁組については、子供の福祉を第一に考え、国の方針も確認しながら、今後の対応について検討していく。

養育家庭等への支援の充実

[現状と課題]

児童相談所では、養育家庭担当の児童福祉司と養育家庭専門員等が中心となって、家庭訪問などを行うほか、子供家庭支援センター等地域の関係機関とも連携しながら、養育家庭等を支援している。

養育家庭における子育てを支えるには、身近な区市町村で提供されている子育て支援サービス、母子保健サービスを積極的に活用することも重要である。

また、養育家庭等が互いに子育ての悩みなどを話し合う里親サロンも実施している。虐待等により、個別的・専門的支援の必要な子供が増えている現在、こうした養育家庭等の相互交流はますます重要となっている。

平成 20 年度からは、児童相談所の業務を補完するため、養育家庭等の支援に実績をもつ民間団体による「里親支援機関事業」の試行を開始した。平成 24 年度には全ての児童相談所の区域に拡大した。

また、平成 24 年度には乳児院と児童養護施設に里親支援専門相談員を配置し、専門性と地域性を活かした養育家庭等への支援を行う取組も開始した。

乳児院・児童養護施設と同様、養育家庭等で生活している子供の中にも、実親との交流を継続している子供たちがいる。実親との交流は、子供の心理的な動揺を含めて、養育家庭等には負担となることもあり、児童相談所等関係機関が実親との交流を支えていくことも必要である。

[今後の取組]

児童相談所を中心に区市町村や施設、民間団体など関係機関が協力して、養育家庭等と子供のニーズに合わせた支援を進める。

区市町村、保育所、学校など関係機関や要保護児童対策地域協議会が一体となって養

育家庭を支援できるよう、共通認識の形成に一層努める。また、区市町村と連携し、地域の子育て支援サービスの活用を進める。

里親サロンなど、養育家庭同士が交流し、支え合う取組を支援する。

養育家庭の安心を確保するため、養育家庭等の数や地域の実情に応じ、里親支援機関の人員配置や相談支援業務等の充実・強化が図れるよう、国に働きかけていく。

引き続き、施設の里親支援専門相談員により、施設機能や地域とのネットワークを生かした委託児童の自立支援、養子縁組成立後の家庭の支援などに取り組んでいく。また、レスパイトへの協力を含め、施設を活用した養育家庭へのさらなる支援について検討を進める。

委託児童の実親との交流を安定して継続するため、児童相談所と関係機関の協力により、交流を支援する方策を検討する。

(2) ファミリーホーム

[現状と課題]

平成 27 年 3 月現在、養育家庭移行型ファミリーホームは 13 ホーム、法人型ファミリーホームは 3 ホームとなっている。

東京都の養育家庭の状況を見ると、子供を受託している家庭のうち一人だけを養育している家庭が 75% となっており、現段階で、複数の子供を養育するファミリーホームに移行可能な家庭は少ない状況にある。

法人型ファミリーホームの主たる養育者はホームを住居としており、長期的な養育者となるとともに、高齢や疾病等になった場合でも、養育者の交代が可能であるため、子供を継続して養育することが出来るなどのメリットがある。

法人型ファミリーホームの整備を進めるためには安定的な運営が出来るよう支援の充実が求められている。

[今後の取組]

ファミリーホームへの移行を目指す養育家庭を引き続き支援するとともに、養育家庭移行型ファミリーホームのニーズに合わせた支援を進める。

法人型ファミリーホームの設置を促進するため、常勤職員の増配置経費等について都独自の支援を行うとともに、法人への働きかけを積極的に行う。

法人型ファミリーホームの職員配置経費や運営費を充実するよう、国に対して引き続き求めていく。

(3) グループホーム

[現状と課題]

国制度のグループホームは、児童養護施設 1 施設に対する設置数に制限があり、家庭的養護をさらに進めていく上で制約となっている。

また、グループホームで働く職員は、子どもとの深い関わりにやりがいを感じる一方、生活全般の支援や地域対応など一人で多様な役割を担わなければならないため、疲弊感

や孤独感を抱えていることが多いなどの課題もある。

グループホームの設置場所には特に制限はないが、通常は、本体施設から援助が得られる範囲に設置されている。島嶼を除く都内 53 区市町村のうち約半数の 26 区市には児童養護施設が存在しないため、結果としてグループホームも設置されていない。

施設不在地域をはじめとして、支援が必要な子供たちを地域で家庭的な環境の下で養育できるよう、グループホームを支援する拠点の整備が必要である。

[今後の取組]

すべての児童養護施設にグループホームを設置するよう働きかけていく。

国制度のグループホームの設置数について、要件を緩和するよう引き続き国に求める。

施設不在地域におけるグループホームの設置を進めるため、後方支援員を配置したサテライト型児童養護施設（事務所）の整備を支援し、グループホーム等職員に対する支援の充実・強化を図る。

グループホームの設置を更に進めるためには、グループホームで働く職員の確保・定着が重要であり、必要な取組を検討していく。

3 施設養護の機能強化

(1) 施設の小規模化

[現状と課題]

平成 23 年に「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられ、施設の養育単位の小規模化や施設機能の地域分散化（里親、ファミリーホームの推進）による家庭的養護の推進や専門的ケア機能の充実を図るため、職員配置基準の引き上げを行うこととされた。児童養護施設及び乳児院ともに、平成 24 年度にファミリーソーシャルワーカー及び個別対応職員が必置となり、平成 25 年度には職員配置基準が引き上げられた。

各施設が進めている小規模化に向けた取組が円滑に進むよう支援する必要がある。

乳児院では、病児や障害児が多く、緊急対応が必要となる場合もあるため、医療や療育上の専門的なケアを行える体制を確保する必要がある。

施設の小規模化や専門性の確保に対応するため、必要な人材の確保・定着を図ることも不可欠である。

[今後の取組]

児童養護施設の本体施設の小規模グループケア化を進めるため、施設改築等にあたっては、引き続き、小規模グループケアに対応する整備を基本に支援していく。

乳児院についても、本体施設の小規模グループケア化を進めていく。

病院付属の乳児院や乳児を多く受け入れることのできる比較的規模の大きい乳児院においては、緊急時の一時保護など、医療や療育上のケアを行える人的資源を活かした支援を行う。

法人や施設の人材確保・定着状況等も踏まえ、職員の適切な配置・育成ができるよう支援していく。

(2) 専門的ケアの充実

[現状と課題]

都は、治療的・専門的ケアが必要な子供への適切な支援を行うため、児童養護施設に精神科医師や治療担当職員を配置する事業を平成 19 年度から本格実施している。

平成 21 年度からは、医師、治療担当職員の配置に加え、本体施設においてユニット型で運営する施設に対して、個別ケアを行う職員配置に対する加算を独自に設けた。

乳児院については、障害や疾病により常時医療や療育上の手厚いケアが必要な乳幼児が適切な養育を受けられるよう、平成 24 年度から看護師の増配置を支援する取組を開始した。

また、乳児院においても、心身の機能回復が図れるよう、児童養護施設での取組も踏まえ、専門的ケアの体制整備が求められる。

都立児童養護施設は、虐待に起因する愛着障害により様々な問題行動を起こす等、特別な支援を必要とする児童を積極的に受け入れ、都の社会的養護におけるセーフティネットとしての役割を果たすことが必要である。

[今後の取組]

今後、全ての民間児童養護施設（都外一部委託施設を除く）で、専門機能強化型の体制整備を行う。

乳児院に、非常勤の小児精神科医師及び治療指導職員等を配置する「専門養育機能強化型乳児院制度」を平成 27 年度から試行的に実施する。

都立児童養護施設は、社会的養護におけるセーフティネットとして、引き続き、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れていく。

平成 27 年度からは、重篤な情緒・行動上の問題を抱える児童などに対し、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行するなど、先駆的な取組を行う。

4 家族再統合

[現状と課題]

都は、児童相談所が中心となって、施設等と連携しながら 家庭復帰のための支援を行っており、児童福祉司や児童心理司を増員するとともに、家庭復帰支援員を配置するなど、児童相談所の支援体制を強化してきた。

児童相談所では、入所児童に対し、保護者や児童の心理状況などを確認しつつ、面会や、自宅への一時帰宅、長期帰宅と段階を追った親子の交流に取り組んでいる。

また、児童相談センターでは、子供と親双方を対象として心理療法などを用いた専門的なプログラムを実施し、家族再統合を支援している。

乳児院や児童養護施設では、家庭支援専門相談員を配置し、子供の家庭への早期復帰に向けた保護者等に対する相談援助、退所後の児童に対する継続的な相談援助、里親委託等のための相談援助等を行っている。

施設等に入所した子供が家庭復帰する際には、児童相談所と区市町村が連携し、親子それぞれのニーズにきめ細かく対応しながら、一体となった生活支援を行うことが必要

である。

母子生活支援施設は、虐待により支援を要する母子や虐待リスクを抱える母子に対して、親子分離せずに生活に根付いた直接的な支援ができる機能を有しているため、家庭復帰に向けた支援を行う際に、区市町村での更なる活用が期待される。

児童相談所においては、乳児院、児童養護施設との連携を一層強化するとともに、母子生活支援施設の活用なども含め、家庭復帰の取組をさらに推進していく必要がある。

[今後の取組]

児童の家庭復帰に向けた支援を一層推進するため、児童相談所の体制整備を図る。

児童相談センターにおいて実施している家族再統合に向けた支援プログラムの活用をより一層進めていく。

児童養護施設に配置されている家庭支援専門相談員を中心として、親子宿泊や退所後の継続的な支援など、施設における家族再統合・家庭復帰に向けた取組を強化する。

母子生活支援施設を一時的に利用して母子緊急一時保護事業や母子一体型ショートケアといったサービスを行う区市町村を支援する。

児童養護施設等に入所した子供の家庭復帰を進めるにあたり、母子関係の調整や家族再統合を目指しながら生活できる母子生活支援施設の活用を進める。

5 自立支援

[現状と課題]

平成 24 年度に、入所児童の就職や進学に向けた準備から退所後の継続的な支援を専任で行うほか、進路指導に関する施設職員への助言、学習支援に取り組む地域のボランティア団体等との連携などを行う「自立支援コーディネーター」を児童養護施設に配置する取組を開始し、現在 52 施設に配置されている。

平成 25 年度には自立援助ホームに、就労に関する相談支援を行う「ジョブ・トレーナー」を試行的に配置する取組も開始し、現在 6 ホームに配置されている。

施設を退所した後に就業した児童の約 7 割が 3 年以内に離職しているという状況を踏まえると、施設における自立支援の取組のさらなる強化や、養育家庭等から自立する子供への支援が必要である。

また、社会的養護の下にある児童には、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった者も多く、入所中の学習支援も充実させる必要がある。

子供の自立に際しては、養育家庭にとっても初めての手続が多くあり、養育家庭に対する支援の充実も必要である。

[今後の取組]

全ての児童養護施設（都外一部委託施設を除く。）への自立支援コーディネーターの配置を目指す。また、都内 6 か所でモデル実施しているジョブ・トレーニング事業の効果検証を踏まえて、今後の在り方を検討する。

施設に入所している中学生に実施している通塾等、学校外での学習機会に対する支援を、小学生、高校生にも拡大する。

児童養護施設は、社会的養護の中で育った多くの子供を自立させたノウハウを有しているため、養育家庭と連携しながら、養育家庭の委託児童に対し、自立に向けて必要な知識を提供し、養育家庭からの巣立ちを支援する取組を進めていく。

6 人材の確保・資質の向上

(1) 養育家庭等の資質の向上

[現状と課題]

虐待等により心に深い傷を負った子供は、養育者の経験や想像を超えた問題行動を起こすこともある。養育者が壁に突き当たり養育に自信を失うことがないように、研修の充実が必要である。

養育家庭等として必要な知識の習得を目的とした必修研修のうち、認定前と登録更新時の必修研修については、家族全体で制度への理解を深めてもらうため、平成 25 年度から夫婦での受講を必須としている。

このほか、専門的ケアを必要とする子供を養育する専門養育家庭を養成する研修、乳児の委託を希望する養育家庭等のための乳児委託研修、子供が抱えるそれぞれの課題に向き合う場合を想定した課題別研修などを行っている。

[今後の取組]

養育者が、社会的養護を担うという役割に相応しい資質の向上を図れるよう、研修を充実させていく。

必修研修は、支援の難しい子供の養育の仕方など、より実践的な内容にし、支援力の向上を図る。

専門養育家庭研修は、特に支援が必要な子供の養育家庭等委託を促進するために重要であり、引き続き研修の受講を促し、研修内容が子供への支援に活かされるようにしていく。

課題別研修については、最近の委託児童の状況に合わせ、養育家庭等のスキルアップにつながるプログラムを設定するとともに、各養育者の状況を踏まえて受講すべき研修を指定・推奨するなど、研修受講を促す。

乳児委託研修は、研修後のフォローアップも含めて、充実策を検討する。

子供の最善の利益を尊重するよう、権利ノートも活用しながら、子供の権利について研修等で伝えていく。

(2) 施設職員の確保・育成

[現状と課題]

施設の担い手となる職員の確保とその専門性の向上のため、各施設においては、必要な職員育成体制を整備することが重要である。

今後、施設が子供一人ひとりにきめ細かなケアを行えるよう機能強化・小規模化を進めていくためには、人材育成への更なる支援が求められている。

職員の育成では、平成 21～23 年度に「児童養護施設等人材育成支援事業」を実施し、

研修プログラムを開発した。法人・施設が、職員の育成方針を定め、体系的な人材育成を行えるよう、このプログラムも活用し、支援を強化していくことが必要である。

また、施設においては、子供の権利が守られ安心して生活できるよう、職員による適切な養育が行われているか等を、常に確認し、必要な研修・指導を行うことが必要である。都では、施設等で生活をしていくに当たって、いじめやいやなことから守られる権利が全ての児童にあることや、困った時の相談先などが記載された「子供の権利ノート」を平成 12 年度に作成し、これを活用して児童養護施設等に入所する子供の権利擁護に取り組んでいる。

[今後の取組]

施設で受け入れた実習生の就業を促進するため、実習生の個別指導を行う担当職員等の配置や、実習生の非常勤雇用などを行う施設の取組を支援するとともに、新卒者と施設のマッチング、人材育成、定着を一体的に行う「人材確保・定着支援事業」の活用を積極的に働きかけるなど、様々な人材確保策を講じる。

施設での研修が一層効果的に実施できるよう、研修プログラムの検証も行いながら、研修内容の充実や効果的な実施方法等について関係機関等と検討を行う。

児童養護施設等の職員が、権利ノートの内容を子供にわかりやすく説明し適切に対応できるよう、ポイントをまとめたハンドブックを活用した研修等による支援を行う。

(3) 児童相談所の体制整備と職員の資質向上

[現状と課題]

これまで、児童福祉司や児童心理司を増員するとともに、専門職を配置するなど、児童相談所の支援体制を強化してきた。

児童福祉司は、困難事例等の増加等により、対応力の向上が必要となっている。

子供の施設入所時や養育家庭等へ委託時に、児童福祉司は「権利ノート」を活用して子供の権利や困ったときの相談先などを子供に伝えることになっており、その活用方法に関する研修を実施している。

[今後の取組]

社会的養護の下に暮らす子供たちへの支援を一層推進するため、児童相談所の体制整備を図る。

複雑困難な事例に対応できるよう、児童福祉司OBを活用した個別指導や実践的な研修など研修プログラムの充実を図る。

また、養育家庭等への委託や家族再統合がより一層進むよう、児童相談所職員の育成に取り組む。

資料編

児童福祉法等関係法令の経緯、家庭的養護の比較、都における養育家庭支援体制、自立支援の体系図を掲載